

令和5年度 学校いじめ防止基本方針

新宮町立新宮中学相島分校

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法 第2条第1項

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※留意事項

- 心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者等がいることを理解し、適切に対応すること。
- インターネットや携帯電話等を利用したいじめに対して適切に対応すること。
- 性的少数者等、特にきめ細かな対応が必要な生徒については、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うこと。

2 いじめ防止等の基本方針

（基本理念）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、また他の生徒に行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

（いじめの禁止）

生徒はいじめを行ってはならない。また、いじめを看過してはならない。☆いじめ見過ごしゼロ

（学校及び職員、地域の責務）

学校は、学校の内外を問わずいじめが行われることがなく、全生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、いじめ防止のための対策を講じるものとする。

教職員は、全力をあげていじめの未然防止、早期発見、早期対応、再発防止等のいじめの防止に努めるものとする。特に未然防止の取り組みを積極的に行うとともに、生徒の変化を敏感にとらえ、いじめの兆候を決して見逃さないものとする。

☆教師のいじめ見のがしゼロ ☆保護者・地域の我が子のいじめゼロ

3 いじめの防止等の推進体制

（1）いじめの防止等の校内委員会と関係機関等との連携図【図1】

（2）委員会の構成メンバー

副校長、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育C、学年・学級担当、養護教諭（相島小）、スクールカウンセラー、町教育相談員、相島診療所医師

4 学校における生徒指導（重層的な支援構造）

いじめに関する学校及び教職員の責務は、「いじめの未然防止」→「早期発見」→「適切かつ迅速な対応」を行うことである。これは、生徒指導の4層の支援構造（①発達支持的生徒指導、②課題未然防止教育、③課題早期発見対応、④困難課題対応的生徒指導）と重なり、日常的に行っていくものである。

その具体は以下のとおりである。

【発達支持的生徒指導】

- ・学級、部活動等での人間関係づくりを推進するとともに、リレーション活動や規範意識を育成する学習（多様な性についての学習）、社会性を学ぶ人権学習や生徒会活動（いじめゼロの取組、仲間づくりの活動）を日常的、計画的に行う。

【課題未然防止教育】

- ・学級活動や道徳における生徒主体のいじめ防止の取組を計画的（年間3回）に行う。

【課題早期発見対応】

- ・いじめの予兆の発見のための毎月のアンケートや面談を行う。
- ・スクールカウンセラーによる生徒の見取りを学期に1回（年間3回）行う。
- ・健康観察等からわかる情報を共有する体制づくりを行う。また、相談ポストを設置し、その活用を全生徒に周知する。迅速な対応として被害生徒の安全を確保するための体制をつくる。

【困難課題対応的生徒指導】

- ・いじめ防止対策組織による被害生徒のケアと加害生徒の指導、その関係修復等を行う

5 連携・啓発

- ・家庭訪問、三者面談、PTA活動等あらゆる機会を利用して、保護者との連携を図る。
- ・いじめ防止リーフレットを全家庭に配布し、いじめ防止の取組を啓発する。
- ・コミュニティ・スクールの事業をとおして地域住民との連携を図り、啓発する。
- ・スクールカウンセラーや町スクールソーシャルワーカー、学校警察連絡協議会等との連携を深める。

6 いじめの重大事態の対処

生徒の生命・心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、等の重大な事案の場合には以下の対応を行う。

- ① 組織的な対応により、適切な方法で島外事態に係る事実関係を明確にする調査を行う。
- ② 新宮町教育委員会に事案の発生をすみやかに報告するとともに、教育委員会との合同対策委員会を設置して対応にあたる。必要に応じて児童相談所・警察等の専門機関に通報し、連携のもとに指導・支援にあたる。
- ③ 被害生徒について、いじめの解決が困難な場合や解決後にも登校が困難な場合など、学校生活に支障をきたすような時には、教育委員会と協議して支援にあたる。
- ④ 加害生徒について、指導後も改善が見られず被害生徒の学校生活に支障をきたすような場合は、教育委員会と協議して継続的に指導にあたるものとする。

7 年間計画

月	校内委員会	未然防止	早期発見	評価
4月	いじめ基本方針の確認見直しと取組状況の学校評価項目への位置づけの確認 アンケート活用方法の確認 職員研修(いじめの未然防止・早期発見・早期対応)	対面式(仲間作り活動) PTAへの説明(PTA総会) 保護者への啓発(学級懇談) 小中連絡会①	記名アンケート 教育相談	
5月	生徒会活動の指導方針について 職員研修(生徒見とり)	ポンプ操法演習 修学旅行	記名アンケート 教育相談	
6月	職員研修(アンケート結果の分析と対策)	BFC 体験活動	無記名アンケート 教育相談(副担任) ハイパーQU調査①	
7月	取組評価アンケート① 1学期の取組の評価	海体験 保護者への啓発(三者面談)	記名アンケート 三者面談① 学校生活アンケート	
8月	職員研修(生徒理解について) ※SCの活用 運動会の指導方針について	保護者への啓発(リーフレット) ポンプ操法演習		
9月	職員研修(いじめ防止プログラムについて) 生徒会活動の指導方針について	ポンプ操法演習	記名アンケート 教育相談	
10月	CSの日の指導方針について	相島運動会	無記名アンケート 教育相談(副担任)	
11月	職員研修(アンケート結果の分析と対策)	CSの日 BFC 一斉夜回り BFC 退団式	記名アンケート 教育相談 ハイパーQU調査②	
12月	取組評価アンケート① 2学期の取組の評価	保護者への啓発(三者面談) リーダー研修	記名アンケート 教育相談 三者面談②	
1月	職員研修(生徒理解と個別の支援計画) ※SCの活用	保護者への啓発(リーフレット) 学びの報告会	記名アンケート 教育相談	
2月	今年度の取組の評価と課題の整理		無記名アンケート 教育相談(副担任)	
3月	次年度の基本方針の策定	小中連絡会②	記名アンケート 教育相談	

【図1】

3 (1) いじめの防止等の校内委員会と関係機関等との連携図

いじめの報告体制

